

農地所有者・農業経営者の皆さまへ

人・農地プラン実質化に向けた説明会



「人・農地プラン」とは、農業者の話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来のあり方などを明確化し、市町村が公表するものです。

このプランを真に地域の話し合いに基づくものにするため、アンケートを実施し、その結果や話し合いを通じて地図による状況把握を行い、その上で中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成

することです。プランの実質化を図ります。農地を所有する人、農業を営むする人などは説明会にご参加ください。

▼期日

令和2年1月31日(金)

▼時間

午後7時～

▼場所

文化センター 研修室(2階)

▼問い合わせ先

産業建設課 産業振興室

☎26・2280(直通)

どなたでも見学できます

消防団出初式



新年を迎えるにあたり、放水訓練や消防ポンプ車の展示を行う出初式を実施します。ぜひお越しください。

▼期日

令和2年1月12日(日)

▼時間

午後1時30分～

▼場所

八幡山グラウンド

▼問い合わせ先

町民生活課 生活環境室

☎26・2243(直通)



安心・豊かな老後を

農業者年金



老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。加入できるのはこんな人

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 年間60日以上農業に従事している人
- ③ 20歳以上60歳未満の人

保険料はいつでも変更可能

※月々2万円～6万7千円

掛け金は積み立て

積立方式だから、自分が掛けた金額は年金として生涯受け取ることができます。

節税効果あり

支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税などの節税になります。

政策支援が受けられる

保険料の国庫補助が受けられます。例えば、認定農業者などで青色申告者の35歳未満の人は、1万円(保険料の半額)補助が受けられます。

▼問い合わせ先

農業委員会事務局

☎26・2280(直通)

2020年農林業センサス

農林業経営体調査にご協力ください



農家や林家、会社や集落営農など、農林業を営むさまざまな経営体の実態を正しく把握するための調査です。全国の農林業関係者を対象に行われます。

▼調査内容 経営の状態、世帯の状況、労働力、作業の受託、耕地、農業生産の概況、農産物の販売、経営の多角化、山林・林業作業、素材生産など

▼調査期間

令和2年1月上旬～2月末

▼調査方法

調査員による調査票の配布と回収を行います。またオンラインによる回答も可能です。

※回答は、統計以外の目的には利用されません。

▼問い合わせ先

総務政策課 政策室

☎26・2241(直通)

2月17日～3月16日は確定申告期間です
確定申告は計画的に

期間中は町でも申告を受け付けていますが、次のいずれかに該当する人は、高崎税務署（ビエント高崎）で申告してください。

- 令和元年分以外の確定申告
- 山林所得や譲渡所得（土地・建物、株式など）のある人
- 初めて住宅借入金等特別控除を受ける人
- ※ 住宅ローンなどでマイホームを新築、購入、増改築したときは、一定の要件にあてはまれば、所得税の税額控除を受けることができます。要件を確認の上、所得税の確定申告をしてください。
- 東日本大震災により、住宅などに被害を受けて、所得税の軽減・免税を受ける人

※ 令和3年以降は、青色申告該当者についても高崎税務署で申告してください。

高崎税務署が設置する
確定申告会場のご案内

▼期間

令和2年2月17日①～3月16日②

※ 土・日・祝日などを除く。2月24日①・3月1日②は開場します。

▼場所

ビエント高崎エクセルホール（高崎市問屋町2丁目7番地）

▼受付時間

午前9時～午後4時

※ 混雑具合により受付終了時間が早まる場合があります。

▼お願い

期間前の相談は高崎税務署内の仮設会場に対応していますが、相談スペースが狭く大変混雑するため、待ち時間が長時間になる場合があります。極力期間中にビエント高崎会場をご利用ください。

なお、1～3月は相談の予約は受け付けていません。ご注意ください。

▼問い合わせ先

高崎税務署

☎ 027・322・4711



**国税に関する
 相談・質問はお電話で**

電話相談センター 高崎税務署
☎027-322-4711

自動音声案内で「1」を選択してください。

※ 消費税軽減税率制度については「3」を選択

また、国税に関するよくある質問は国税庁ホームページの「タックスアンサー」で確認できます。税の種類やキーワード検索で調べることができます。スマートフォンからも閲覧できますので、ご利用ください。

「タックスアンサー」で検索するか、右のQRコードを読み取ってください。

タックスアンサー 🔍 検索



確定申告書は

スマホや
 パソコンで！

国税庁ホームページ内
確定申告書等作成コーナー

<https://www.keisan.nta.go.jp>



での作成が便利

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って金額などを入力することで、確定申告書を作成できます。作成した確定申告書は、印刷して税務署へ提出できます。

また、「e-Tax」を使用すると、作成した確定申告書のデータを税務署に向くことなくインターネットで送信して申告できます。使用の際は、電子証明書やICカードリーダライタなどをご準備ください。なお、あらかじめ税務署でe-Tax用のID・パスワードを発行すれば、ICカードリーダライタなどを準備しなくても自宅でも申告ができます。ご利用ください。

e-Taxの操作については、
 作成コーナーヘルプデスクへお問い合わせください。

☎0570-01-5901

※ 受付時間は土・日・祝日・年末年始を除く9:00～17:00

もしもの時に備えて 自宅の耐震診断

木造住宅の耐震診断者派遣



木造住宅の地震に弱い部分や倒壊の可能性の有無について、耐震診断を希望する人に耐震診断者を派遣します。耐震診断費は無料ですが、診断者の交通費などは自己負担となります。

▼該当する建物

- ①昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅または併用住宅で住宅部分の床面積が2分の1以上のもの
 - ②平屋建て・2階建てのもの
 - ③在来軸組構法によるもの
- ▼条件
該当建築物(貸家を除く。)を所有し、居住している人で、町税の滞納がないこと

▼募集戸数

2戸(先着順、定数になり次第締切)

▼耐震診断者

一般社団法人群馬県建築士事務所協会に登録された木造住宅耐震診断調査資格者

▼申込締切

令和2年1月31日(金)

※診断日程は申込みの翌月調整

▼申し込み方法

都市建設室窓口で事前相談後、申請書と必要書類を提出してください。事前相談の際に、建築物が派遣事業の対象かどうかを確認します。

※住宅の建築年や構造を調べておいてください。申請書は、都市建設室窓口で受け取るか町ホームページからダウンロードしてください。

▼必要書類

- ①木造住宅耐震診断者派遣申請書(印鑑が必要)
- ②居住していることが証明できるもの(保険証・運転免許証などの写し)
- ③町税の完納証明書
- ④対象住宅の固定資産税評価額証明書
- ⑤建築確認書・案内図・現況写真(2面以上)
- ※③④は証明手数料が300円
- ※⑤がない場合、調査用図面作成費用として、別途1万円がかかります。

▼問い合わせ先

産業建設課 都市建設室
☎26・2278(直通)

新成人の皆さんへ

20歳になったら国民年金



国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の人は国民年金への加入が義務付けられています。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定して、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの**老齢年金**のほか、病気や事故で障害が残ったときの**障害年金**、加入者により生計を維持されていた遺族(子のある配偶者や子)が受け取れる**遺族年金**があります。

まだ学生で収入がありません

特例や猶予があるので確認してね



学生納付特例制度

学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。

対象は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

納付猶予制度

学生でない50歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。

▼手続き・問い合わせ先

健康福祉課 保険室
☎26・2249(直通)
波川年金事務所 国民年金課
☎22・1607